

相続税(令和3年度版) 正誤表

表番号	5-2 課税価格階級別 (1)人員、課税価格、税額
正	<p>調査対象等: 「申告状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和4年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。</p> <p>「課税状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和4年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。</p> <p>(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。</p>
誤	<p>調査対象等: 「申告状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和4年10月31日までの申告(申告期限が令和4年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。)<u>による</u>課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。</p> <p>「課税状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和4年10月31日までの申告(申告期限が令和4年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。)<u>による</u>課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。</p> <p>(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。</p>

下線分が修正箇所である。